

# 医療系産業廃棄物収集運搬業務仕様書

- 1 業務の名称 医療系産業廃棄物収集運搬業務
- 2 業務の概要 当該業務は、地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター（以下、「甲」という。）が医療行為を行う際に生じる医療系産業廃棄物および感染性医療廃棄物を甲の施設内から収集し、中間処理施設まで運搬および引き渡しを行う業務である。
- 3 履行範囲 甲の施設内から受託者（以下、「乙」という。）の中間処理施設まで。  
また乙が中間処理事業者（以下、「丙」という。）と業務提携をしている場合は、丙の中間処理施設までを履行範囲とする。この場合、甲は乙及び丙とそれぞれ別に契約を締結する。
- 4 業務期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 廃棄物の種類等
  - ① 感染性医療廃棄物（血液が付着したもの）

密閉ができるポリ容器または蓋のできる段ボール容器であること。「鋭利なもの」、「固形状のもの」、「液状又は泥状のもの」のいずれの廃棄物の性状にも適応する材質で作られたもので、甲の指定した梱包容器等（以下、「別記商品」という。）と同等品以上の品質、強度を持つものであること。また梱包容器については、見やすい位置にバイオハザードマークを表示すること。
  - ② 医療系産業廃棄物（血液が付着していないもの）

巾着状に封をすることができる紐付きのビニール袋であること。廃プラスチック類（点滴ボトル・パック、注射筒、チューブ類等）が飛散、流出しないように強度に優れているもので、別記商品と同等品以上の品質、強度を持つものであること。
- 6 履行条件
  - ① 乙は、関係法令ならびに中間処理施設、最終処分地の都道府県、市町村の廃棄物処理・環境保全等の関係条例その他を遵守し、業務を履行すること。
  - ② 乙は、平時において中間処理施設まで迅速に搬送を行うこと。また、地震、航空機・列車事故等の大規模災害時及び新型の感染症が発生した場合（以下、「有事」

という。)においても可能な限り迅速に搬送を行うこと。

- ③ 乙は有事に備え、早急な対応ができる体制を整えておくこと。
- ④ 乙は有事の際であっても即時に中間処理で使用する容器等、緊急対応が可能な体制を整えること。
- ⑤ 乙は、甲が法令に定める第一種感染症指定医療機関（第一類感染症まで対応できる医療機関）であることを踏まえ、感染性医療廃棄物を取扱う際には細心の注意を払い、これを処理すること。
- ⑥ 乙は、特定感染症を含む感染症対策および医療事故防止のため、中間処理に使用する梱包容器は、別記商品以外のものを使用しないこと。
- ⑦ 乙は、電子マニフェストに対応できる体制を整えておくこと。
- ⑧ 乙は本仕様にに基づき、信義に従い、誠実に業務を履行すること。

## 7 業務内容

### ① 収集運搬

ア 乙は、1月1日を除き祝日祭日を含む月曜日から土曜日まで収集運搬作業を行うこと。また廃棄物保管施設（以下、「保管庫」という。）内に積み残しが無いよう作業を行うこと。

イ 乙が使用する収集車両は梱包容器の落下や悪臭の漏れを防ぐ密閉構造を有し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「処理法」という。）の基準に適合したものを使用すること。なお、甲の地下構造物や車両進入経路、積み込み場所および保管庫の構造を考慮し、収集運搬車両の規格は次のとおりとする。

- (ア) 最大積載量 2.0トン以内
- (イ) 長さ 3.7メートル未満
- (ウ) 幅 1.7メートル未満
- (エ) 高さ 3.2メートル未満

ウ 乙が使用する運搬車両には、前記5の廃棄物または未使用の梱包容器以外のものを混載しないこと。また、収集した廃棄物は、中間処理業者の施設に直接運搬すること。なお、途中での保管や、積み替えはしないこと。

エ 乙の当該業務に従事する職員は、清潔な服装と本人を確認する名札を着用すること。

オ 乙は甲から委託された感染性産業廃棄物を積み込み作業開始から処分の完了まで法令に基づき適正に処理するものとする。またこの間に発生した事故についてはその原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙がその責任を負うものとする。

### ② 梱包容器の納入

乙は別記商品の容器を甲の保管庫に週2回以上納入すること。納入にあたっては未使用の容器を保管庫に絶やさないように注意し、在庫が以下の定数を下回らないよう補充すること。また当該容器本体の費用及び納入に係る費用については収集運搬費用に含むものとする。

80リットルダンボール容器：80個

50リットルダンボール容器：250個

50リットルポリ容器：70個

20リットルポリ容器：30個

45リットルビニール袋：200袋

③ スタンドの納入

甲が現在使用している既設スタンドは流用可能であることとし、乙は別記商品の容器にセットが可能なスタンドを甲からの依頼があった際に、すみやかに納入すること。スタンドはペダル式で容器の蓋を開閉できるものとする。スタンドが故障した場合は甲の責に帰すべき場合を除き、乙が交換に応じることとする。当該スタンドの増設および故障時の交換、納入に係る費用については収集運搬費用に含まれるものとする。

④ 電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）

乙は、収集運搬終了日から3日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）に、必要事項を入力して情報処理センターに報告すること。

8 立入検査

乙は、甲が乙の事務所への立入り検査を要求したときは、これに従うこと。